

当座勘定規定

＜＜専用約束手形口用＞＞

反社会的勢力との取引拒絶について

当座勘定は、「預金等共通規定」12.(2)(反社会的勢力との取引拒絶)のいずれにも該当しない場合に利用することができ、その一つにでも該当する場合には当金庫は当座勘定の開設をお断りするものとします。

1. (証券類の受入れ)

- (1) 当座勘定の受入れには、次の(2)及び(3)のほか預金等共通規定4.(証券類の受入)によるものとします。
- (2) 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ支払資金としません。
- (3) 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで支払資金とします。

2. (本人振込み)

- (1) 当金庫の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当金庫で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認をしたうえでなければ支払資金としません。
- (2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。
- (3) 当座勘定が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、振込み金の受入れをお断りする場合があります。

3. (第三者振込み)

- (1) 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、1.と同様に取扱います。
- (2) 第三者が当金庫の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、2.と同様に取扱います。
- (3) この当座勘定の名義人より、振込みに係る入金拒絶の申し出がある場合には、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。また、この当座勘定の名義人に相続が開始し、当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後の振込金は、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。

4. (受入証券類の不渡り)

- (1) 1.から3.によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りになったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落とし、本人からの請求があり次第その証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、3.の場合の不渡証券類は、振込みをした第三者に返却するものとし、3.(1)の場合には本人を通じて返却することもできます。
- (2) (1)の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続きをします。

5. (手形、小切手の金額の取扱い)

手形、小切手を受入れまたは手形を支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

6. (手形の支払い)

- (1) 当座勘定からは、呈示期間内に支払のため提示された専用約束手形に限って支払います。その他の手形、小切手の支払いはしません。
- (2) (1)の支払いにあたっては、手形の振出しの事実の有無を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。
- (3) 当座勘定の払戻しの場合には、当金庫所定の請求手続きをしてください。

7. (手形用紙)

- (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。
- (2) 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。
- (3) 手形用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を交付します。
- (4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。
- (5) 当座勘定から支払をした専用約束手形の手形用紙はその支払月から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- (6) 前項の期間を経過した場合において、預金者から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

8. (手数料)

7.の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当金庫の店頭、ホームページで提示する手数料を支払ってください。

9. (支払の範囲)

- (1) 呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金を超える場合には、当金庫はその支払義務を負いません。
- (2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。
- (3) 手形の金額の一部支払はしません。

10. (支払の選択)

同日に数通の手形の支払いをする場合に、その総額が当座勘定の支払資金を超える時は、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

11. (印鑑等の届出)

- (1) 当座勘定の取引に使用する印鑑(または署名鑑)は、当金庫所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。
- (2) 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑(または署名鑑)を(1)と同様に届出てください。

12. (届出事項の変更)

- (1) 手形、手形用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号、在留カード・特別永住者証明書の有効期限その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) (1)の届出の前に生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き当金庫は責任を負いません。

13. (印鑑照合等)

- (1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き当金庫は責任を負いません。
- (2) 手形として使用された用紙(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって7.の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については(1)と同様とします。
- (3) この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、(1)と同様とします。

14. (振出日、受取人記載もれの手形)

- (1) 手形を振出す場合には、手形要件をできる限り記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示された時は、その都度連絡することなく支払うことができます。
- (2) (1)の取扱いによって生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き当金庫は責任を負いません。

15. (自己取引手形等の取扱い)

- (1) 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続きを必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払いをすることができます。
- (2) (1)の取扱いによって生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き当金庫は責任を負いません。

16. (利息)

当座勘定に利息はつけません。

17. (残高の報告)

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当金庫所定の方法により報告します。

18. (譲渡、質入れの禁止)

当座勘定は、譲渡または質入れすることはできません。

19. (解約)

- (1) 当座勘定取引は、本人の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。
- (2) 当金庫は、支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでも当座勘定取引を解約することができます。
- (3) 当金庫からの通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- (4) 手形用紙の交付枚数のいかんにかかわらず、毎年3月と9月の当金庫所定の日において当座勘定の受払が6ヶ月間なかった場合には、取引はその日に終了するものとします。また、その所定の日において交付枚数のすべてが引落とされている場合にも同様とします。
- (5) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当金庫が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

20. (取引終了後の処理)

- (1) 当座勘定取引が終了した場合には、その終了前に振出され手形であっても、当金庫はその支払義務を負いません。
- (2) (1)の場合には、未使用の手形用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

21. (手形交換所規則による取扱い)

- (1) 当座勘定取引については、当規定の各定めのほか、関係ある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- (2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむを得ない事由により緊急措置がとられている場合には、6.(1)にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- (3) (1)、(2)の取扱いによって生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き当金庫は責任を負いません。

22. (規定の適用)

当座勘定取引にあたっては次の規定を適用します。

① 預金等共通規定

23. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当金庫が認める場合には、定型約款の変更に関する規定(民法548条の4)に基づき(付随的な事柄や手続に係る事項等は除きます。)変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き、インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。

以上

＜＜約束手形用法＞＞

1. 当店で発行した手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定に限り使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記用具を使用してください。
3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますので、できるだけ記入してください。
4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
 (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入する時は、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
 (3) 金額を文字で記入する時は、文字の間をつめ、下表の「金額を漢数字で記入する場合に使用する文字一覧」のとおりなど改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
 (4) 金額欄には(2)または(3)に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
5. 金額を誤記された時は、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載を訂正する時は、訂正箇所にお届印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、金融機関名に重なることがないようにしてください。
6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図斜線部分）は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。
7. 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があった時は、当金庫所定の用紙により直ちに届出てください。
8. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届印）のうえ、請求してください。
9. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

No. _____
約束手形
No. _____

殿

収
入
印
紙

金額

上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形と引替えにお支払いいたします。
 令和 年 月 日

 振出地
住所

 振出人

支払期日 令和 年 月 日
 支払地
 支払場所

金額を漢数字で記入する場合に使用する文字一覧

アラビア数字	1	2	3	4	5	6	7	8	9
漢数字	壹,壹,弍	弍,弍,貳,貳	参,参	四,泗,肆	五,伍	六,陸	七,漆,質	八,捌	九,玖
アラビア数字	10	100	1,000	10,000					
漢数字	拾,什	百,陌,佰	千,仟,阡	万,萬	円、圓(円の異体字)、億				

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字の使用はお控えください。

以上